

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

9	小杉町 3 丁目東 地区整備計画区 域	都市計画法第 20 条第 1 項の規 定により告示された小杉町 3 丁目 東地区地区計画において地区整備 計画が定められた区域	
10	産業道路駅前地 区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規 定により告示された産業道路駅前 地区地区計画において地区整備計 画が定められた区域	B 地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小杉町3丁目東地区地区計画及び産業道路駅前地区地区計画の区域内における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた形態意匠の制限に適合しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。